

意見書案第 5 号

公的医療機関の安定経営と地域医療の確保について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成 21 年 3 月 23 日提出

議会運営委員会

委員長 鎌 田 誠

## 公的医療機関の安定経営と地域医療の確保を求める意見書

公的医療機関は、地域医療の確保と住民福祉の向上に向け、高度・特殊、へき地、小児、救急医療など多くの不採算医療を担っている。

しかし、公的医療機関をめぐる状況は、交付税削減、人口減少、医師や看護師などの医療技術者の不足、たび重なる医療制度改革、診療報酬の見直し等による急激な環境変化により、一層厳しさを増している。

さらに、医業収入の悪化や景気低迷による自治体の税収減に伴い、自治体立病院の経営は逼迫し、経営の見直しが求められている。

総務省は、昨年11月に発表した「公立病院に関する財政措置のあり方検討会報告」を踏まえ、12月に「公立病院に関する財政措置の改正要綱」を示し、来年度以降の地方交付税による措置総額の増額を図ることとしたが、いまだに不十分な点も多い。

また、2008年診療報酬改定では、小児科・救急医療・勤務医対策などが盛り込まれたが、根本的な解決にはほど遠く、2010年の改訂では抜本的な改定が必要である。

今後も公的医療機関は、地域住民に必要とされる良質な医療を持続的に提供し、「安心・安全・信頼」の地域医療を確保するために国からの財政支援措置の充実強化が必要不可欠である。

よって、公的医療機関の社会的使命が達成され地域住民のニーズにこたえられるよう、次の事項を実現するよう強く求める。

### 記

- 1 地域医療の確保に向け診療報酬制度を改定すること。
- 2 公的医療機関の安定運営に向け、財政措置要件の緩和と規模を拡充すること。
- 3 医師・看護師などの医療従事者の確保に向けた施策の充実を図ること。
- 4 「公立病院改革プラン」の策定及びその実施に当たっては、医療機関の維持・強化を前提とし、地域医療の後退を招くことがないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月 日

岩見沢市議会

提出先  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
総務大臣